

## 募集要項・申し込みの手引き 【募集期間 H22/7/1 ~ 12/3】

山梨県木材協会では、山梨県内に「住宅」「オフィス」「店舗」を木造で新築される方に、生産履歴が明確な山梨県産材(ラベリング材)の柱材を無償で提供する“県産ラベリング材利用事業”を実施します。

改装される方には、使用する県産ラベリング内装材の半分を限度として無償提供します。

どちらの場合も提供する量には上限があります。別紙の「提供木材一覧表」を参照してください。

応募される方は、下記の「申込条件」と「手続きの流れ」をよく読んだ上、必要な書類を添えてお申し込みください。

<p><b>申込条件</b></p>	<p>ア) 建築場所または築造場所が山梨県内であること。</p> <p>イ) 自ら居住する住宅、事業所を構えるオフィス、営業する店舗のいずれかであること。</p> <p>ウ) 県内に事業所が所在する大工、工務店もしくは建築士(以下工務店等という。)と、建築工事請負契約もしくは、建築設計・監理業務委託契約が締結されていること。</p> <p>エ) 山梨県産材認証センターに登録された取扱事業者より県産ラベリング材の提供及び購入を行い、生産履歴を証明する県産材管理票を受け取ること。</p> <p>オ) 新築の場合は、原則、柱材を提供することとし、提供する県産ラベリング材を含め、延べ床面積 1m<sup>2</sup> あたり 0.06m<sup>3</sup> 以上の県産ラベリング材を使用して建築すること。</p> <p>カ) 改装の場合は、原則、内装材を提供することとし、提供する県産ラベリング材以外の県産ラベリング材を、同等量以上使用すること。</p> <p>キ) 使用した県産ラベリング材が、極力完成後に見える設計とすること。 (柱や梁桁が隠れる工法で建築した場合、別途内装材の利用が必要です。)</p> <p>ク) 提供を受けた県産ラベリング材は、平成 23 年 2 月 14 日までに使用すること。</p> <p>ケ) 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による「確認済証」もしくは、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による「建築工事届提出済証明」が交付されていること。</p> <p>コ) 構造見学会や、ホームページ上での紹介など、県産材の展示 PR の場として協力すること。</p> <p>サ) アンケート調査に協力すること。</p> <p>シ) 提供する「のぼり」を、工事期間中現場に掲示すること。</p>
--------------------	---

住宅版エコポイント・長期優良住宅普及促進補助金との併用はできません。

<p><b>提出書類</b></p> <p><b>提出部数</b></p> <p>ナ)の 覚書と ネ)ノ) ハ)へ) ホ)の 写真は 各 2 部</p> <p>その他は 各 1 部</p>	<p>1. 申込時</p> <p>ス) 施主、工務店等、県産ラベリング材取扱事業者の 3 者連名による「申込書」 (様式 1 号 1～4)(A4 版)</p> <p>セ) 県産ラベリング材の部分を明記した「木びろい表」。(任意の様式)(A4 版)</p> <p>ソ) 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による「確認済証」もしくは、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による「建築工事届提出済証明」の写し。(A4 版)</p> <p>タ) 県内に事業所が所在する工務店等との、「建築工事請負契約書」もしくは、「建築設計・監理業務委託契約書」の写し。(A4 版)</p> <p>チ) 建築場所または築造場所の「位置図」。 (住宅地図の写しなど A3 版もしくは A4 版)</p> <p>ツ) 完成後に県産ラベリング材が見える部分を明記した「平面図」。(A3 版)</p> <p>テ) 「立面図」。(A3 版)</p> <p>ト) 「矩計(かなばかり)図」もしくは「断面図」。(A3 版)</p> <p>ナ) 提供決定のための「覚書」。(同じもの 2 通。施主の記名押印が必要) (様式第 2 号)(A4 版)</p>
	<p>2. 提供材使用後 2 週間以内(当日消印有効)</p> <p>ニ) 「県産ラベリング材使用実績書」(様式 3 号 1～4 号)(A4 版)</p> <p>ヌ) 使用した県産ラベリング材に関する県産材管理票のすべての写し。(A4 版) 提供材以外の県産ラベリング材についても管理票が必要です。 最終次の管理票には、宛先欄に「工務店等」の名称及びラベリングシールの発行番号を記載すること。</p> <p>ネ) 県産ラベリング材の材料写真 2 種類以上。 (L 版もしくは A4 版に 3 枚縦並びのサイズ) ラベリングシールの発行番号がわかるように、近景も 1 種類以上撮影すること。</p> <p>ノ) 県産ラベリング材の使用状況写真 2 種類以上。 (柱の場合は上棟時、内装材の場合は改装前と施工時。)</p> <p>ハ) 建築(改装)建物の外観写真 2 種類以上。 掲示した「のぼり」が写るように撮影すること。</p>
	<p>3. 完成引渡し後 2 週間以内(当日消印有効)</p> <p>ヒ) 「県産ラベリング材使用住宅完成届」。(様式 4 号)(A4 版)</p> <p>フ) 建築基準法第 7 条の 2 第 5 項の規定による「検査済証」もしくは、「建物引渡し証明書」の写し。(A4 版)</p> <p>ヘ) 建築(改装)建物の外観写真 2 種類以上。 (L 版もしくは A4 版に 3 枚縦並びのサイズ)</p> <p>ホ) 完成後に県産ラベリング材が見える部分を撮影した写真 2 種類以上。</p>

<p><b>手続きの流れ</b></p>	<p>マ) 工務店等に、県産材を利用して住宅等を建築したい旨をご相談ください。</p> <p>ミ) 工務店等と県産ラベリング材取扱事業者は、設計に基づいて、セ)の「木びろい表」を作成し、どの部位に県産材を利用するか検討してください。(申込時には県産ラベリング材を「木びろい表」に明記してください。)</p> <p>ム) 工務店等との契約を済ませてください。</p> <p>メ) ソ) で必要な「建築確認の確認済証もしくは建築工事届提出済証明」の交付を受けてください。</p> <p>モ) ツ) で必要な「平面図」に、県産ラベリング材が完成後に見える部分を明記してください。</p> <p>ヤ) ス) の「申込書」を作成して下さい。</p> <p>ユ) 事務局では、提出された書類に不備がないことを確認した場合、県産ラベリング材の提供量を確定するとともに、提供決定に係る、ナ) の「覚書」を山梨県木材協会と締結します。</p> <p>ヨ) 施主と山梨県木材協会で覚書を締結した後に、提供材の発注を行います。</p> <p>ラ) 提供材を使用したら、2 週間以内に、ニ) の「県産ラベリング材使用実績書」に、ヌ) から ハ) までの書類を添えて、事務局に提出してください。</p> <p>リ) 建築された建物が完成引渡しされたら、2 週間以内、ヒ) の「県産ラベリング材使用住宅完成届」に、フ) から ホ) までの書類を添えて、事務局に提出してください。</p>
----------------------	---

大工・工務店・建築士の皆様へ。

<p><b>注意事項</b></p>	<p>購入もしくは提供した県産ラベリング材が極力見える設計にしてください。</p> <p>新築の場合は、提供する県産ラベリング材を含め、0.06m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup> 以上県産ラベリング材を使用するように設計してください。</p> <p>改装の場合は、使用する県産ラベリング内装材の半分を上限に提供します。</p> <p>申込書の提出は、可能な限り県産ラベリング材取扱事業者に依頼してください。</p> <p>県産ラベリング材の現場搬入時に、ラベリングシールが貼付された材料の検収写真を撮影してください。近景写真以外には、黒板等に施主名を記入して撮影してください。</p> <p>上棟時、施工時、建物全景の写真にも、黒板等を入れて撮影してください。</p> <p>「のぼり」を 2 枚提供しますので、現場に掲示してください。</p> <p>全景写真は「のぼり」が写るように撮影してください。</p> <p>提供材使用後と、完成引渡し後の書類を 2 週間以内に必ず提出してください。</p> <p>期限内に提出されない場合、提供した県産材相当額の返還をしていただきます。</p> <p>住宅版エコポイント・長期優良住宅普及促進補助金との併用はできません。</p>
--------------------	--

県産ラベリング材取扱事業者の皆様へ。(今年から一部内容が変更になっています。)

<b>注意事項</b>	<p>申請前に、施主や工務店等の相談に応じてください。</p> <p>申込書の提出は、可能な限り県産ラベリング材取扱事業者が行ってください。</p> <p>県産ラベリング材(提供材・自費購入材のすべて)を出荷する時には、ラベリングシールを添付してください。(出荷梱包単位でかまいません。)</p> <p>使用した県産ラベリング材は、提供材以外の県産ラベリング材も含めて、すべての県産材管理票の写しを提出してください。</p> <p>県産ラベリング材に関係する 1 次(素材生産・素材販売等)から最終次(製品流通等)までのすべての県産材管理票の写しを提出してください。</p> <p>最終次の県産材管理票は、木材協会発注分も自費購入分と合わせて「工務店等」の宛先で発行してください。余白に「施主名」を記載してください。</p> <p>添付したラベリングシールの番号を、県産材管理票に記載してください。</p> <p>実績書、完成届の提出も、可能な限り県産ラベリング材取扱事業者が行ってください。</p> <p>提出された実績書の確認ができた後、無償提供分の費用を送金させていただきます。</p>
-------------	--

### 事務局連絡先

申込書送付先	お問い合わせは、電子メールか F A X でお願ひします。
〒400-0047	山梨県木材協会事務局(担当: 大山)
山梨県甲府市徳行4 - 1 1 - 2 0	info@y-wood.com
一般社団法人山梨県木材協会	TEL 055-228-7339
県産ラベリング材利用事業事務局 行き	FAX 055-222-7703

申込書はホームページからもダウンロードできます。 <http://www.y-wood.com/>



【ご注意】県産ラベリング材取扱事業者によって、取扱可能な種類が異なります。  
 あらかじめ、各事業者にご相談の上、樹種・規格を選定してください。

新築の場合に限ります。

提供木材 一覧表 (柱)	樹種	種類	規格	材積/本	等級	提供上限数量
	スギ	柱(管柱)	10.5cm × 10.5cm × 3.0m	0.0331m <sup>3</sup>	特1等	99本
			12.0cm × 12.0cm × 3.0m	0.0432m <sup>3</sup>	特1等	75本
			15.0cm × 15.0cm × 3.0m	0.0675m <sup>3</sup>	特1等	41本
		柱(通し柱)	10.5cm × 10.5cm × 6.0m	0.0662m <sup>3</sup>	特1等	31本
			12.0cm × 12.0cm × 6.0m	0.0864m <sup>3</sup>	特1等	24本
			15.0cm × 15.0cm × 6.0m	0.1350m <sup>3</sup>	特1等	15本
	ヒノキ	柱(管柱)	10.5cm × 10.5cm × 3.0m	0.0331m <sup>3</sup>	特1等	75本
			12.0cm × 12.0cm × 3.0m	0.0432m <sup>3</sup>	特1等	57本
			15.0cm × 15.0cm × 3.0m	0.0675m <sup>3</sup>	特1等	32本
		柱(通し柱)	10.5cm × 10.5cm × 6.0m	0.0662m <sup>3</sup>	特1等	22本
			12.0cm × 12.0cm × 6.0m	0.0864m <sup>3</sup>	特1等	16本
			15.0cm × 15.0cm × 6.0m	0.1350m <sup>3</sup>	特1等	10本
	カラマツ 集成材	柱(管柱)	10.5cm × 10.5cm × 3.0m	0.0331m <sup>3</sup>	特1等	93本
			12.0cm × 12.0cm × 3.0m	0.0432m <sup>3</sup>	特1等	72本
			15.0cm × 15.0cm × 3.0m	0.0675m <sup>3</sup>	特1等	34本
柱(通し柱)		10.5cm × 10.5cm × 6.0m	0.0662m <sup>3</sup>	特1等	44本	
		12.0cm × 12.0cm × 6.0m	0.0864m <sup>3</sup>	特1等	34本	
		15.0cm × 15.0cm × 6.0m	0.1350m <sup>3</sup>	特1等	17本	

改装の場合に限ります。

材積：厚さ 12mm の場合 0.012m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

提供木材 一覧表 (内装)	樹種	種類	規格	等級	提供上限数量
本実 目透かし 無塗装	スギ	羽目板	12mm × 75 ~ 105mm	(県)特等	53.7m <sup>2</sup>
			12mm × 120 ~ 150mm	(県)特等	42.2m <sup>2</sup>
			12mm × 75 ~ 105mm	(県)1等	75.6m <sup>2</sup>
			12mm × 120 ~ 150mm	(県)1等	62.4m <sup>2</sup>
			12mm × 75 ~ 105mm	(県)2等	98.6m <sup>2</sup>
			12mm × 120 ~ 150mm	(県)2等	80.8m <sup>2</sup>
	ヒノキ	羽目板	12mm × 75 ~ 105mm	(県)特等	34.2m <sup>2</sup>
			12mm × 120 ~ 150mm	(県)特等	28.2m <sup>2</sup>
			12mm × 75 ~ 105mm	(県)1等	48.9m <sup>2</sup>
			12mm × 120 ~ 150mm	(県)1等	40.5m <sup>2</sup>
			12mm × 75 ~ 105mm	(県)2等	68.4m <sup>2</sup>
			12mm × 120 ~ 150mm	(県)2等	54.9m <sup>2</sup>
	アカマツ	羽目板	12mm × 90mm	(県)特等	64.8m <sup>2</sup>
			12mm × 150mm	(県)特等	47.1m <sup>2</sup>
			12mm × 90mm	(県)2等	86.4m <sup>2</sup>
			12mm × 150mm	(県)2等	64.8m <sup>2</sup>
	カラマツ	羽目板	12mm × 75 ~ 105mm	(県)1等	67.7m <sup>2</sup>
			15mm × 75 ~ 105mm	(県)1等	59.6m <sup>2</sup>
	カラマツ 集成材	羽目板	12mm × 75 ~ 105mm	(県)1等	31.6m <sup>2</sup>
			15mm × 75 ~ 105mm	(県)1等	28.0m <sup>2</sup>

次ページへ続く

前ページからの続き

改装の場合に限ります。

材積：厚さ 15mm の場合 0.015m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>材積：厚さ 40mm の場合 0.040m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

提供木材 一覧表 (床)	樹種	種類	規格		等級	提供上限数量
本実 突き付け 無塗装	スギ	フローリング	15mm × 95 ~ 105mm	2,730mm	(県)特等	45.6m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	3,640mm	(県)特等	42.6m <sup>2</sup>
			15mm × 120 ~ 150mm	3,640mm	(県)特等	39.0m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	2,730mm	(県)1等	65.8m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	3,640mm	(県)1等	62.2m <sup>2</sup>
			15mm × 120 ~ 150mm	3,640mm	(県)1等	55.9m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	2,730mm	(県)2等	85.6m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	3,640mm	(県)2等	83.0m <sup>2</sup>
			15mm × 120 ~ 150mm	3,640mm	(県)2等	70.3m <sup>2</sup>
	スギ	フローリング (根太レス)	40mm × 180 ~ 210mm		(県)1等	37.1m <sup>2</sup>
			40mm × 180 ~ 210mm		(県)2等	44.7m <sup>2</sup>
			40mm × 150mm		(県)1等	26.0m <sup>2</sup>
			40mm × 180mm		(県)1等	23.6m <sup>2</sup>
	ヒノキ	フローリング	15mm × 95 ~ 105mm	2,730mm	(県)特等	30.4m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	3,640mm	(県)特等	28.3m <sup>2</sup>
			15mm × 120 ~ 150mm	3,640mm	(県)特等	23.5m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	2,730mm	(県)1等	44.0m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	3,640mm	(県)1等	42.0m <sup>2</sup>
			15mm × 120 ~ 150mm	3,640mm	(県)1等	35.3m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	2,730mm	(県)2等	61.4m <sup>2</sup>
			15mm × 95 ~ 105mm	3,640mm	(県)2等	58.7m <sup>2</sup>
			15mm × 120 ~ 150mm	3,640mm	(県)2等	45.7m <sup>2</sup>
			40mm × 150mm		(県)1等	26.0m <sup>2</sup>
			40mm × 180mm		(県)1等	23.6m <sup>2</sup>
			40mm × 150mm		(県)2等	28.8m <sup>2</sup>
			40mm × 180mm		(県)2等	26.0m <sup>2</sup>
	アカマツ	フローリング	15mm × 120 ~ 150mm	2,730mm	(県)1等	49.3m <sup>2</sup>
			15mm × 120 ~ 150mm		(県)1等	36.3m <sup>2</sup>
15mm × 120 ~ 150mm				(県)2等	70.0m <sup>2</sup>	
15mm × 120 ~ 150mm				(県)2等	57.6m <sup>2</sup>	
カラマツ	フローリング	15mm × 95~105mm		(県)1等	57.9m <sup>2</sup>	
		15mm × 95 ~ 105mm		(県)1等	57.9m <sup>2</sup>	
カラマツ 集成材	フローリング	15mm × 95 ~ 105mm		(県)1等	28.0m <sup>2</sup>	
		15mm × 120 ~ 150mm		(県)1等	28.0m <sup>2</sup>	

【ご注意】県産ラベリング材取扱事業者によって、取扱可能な種類が異なります。  
あらかじめ、各事業者にご相談の上、樹種・規格を選定してください。

## 県産ラベリング材取扱事業者一覧（素材生産・素材販売のみの事業者を除く）

登録番号	事業者名	郵便番号	電話番号 FAX番号	県産材取扱認定範囲		
				素材生産 素材販売	加工販売	製品流通
C-01	寺井木材(株) 甲府市上石田3-4-11	400-0041	055-222-1351 055-222-1353			
C-03	(株)竜王木材センター 甲斐市西八幡3484	400-0117	055-276-4953 055-276-8573			
C-04	(有)野中製材所 甲府市丸の内2-9-18	400-0031	055-279-6826 055-279-0787			
C-05	山梨県木材製品流通センター(協) 南アルプス市上今諏訪850-1	400-0211	055-284-8888 055-284-8890			
C-06	(有)石原材木店 笛吹市石和町河内549	406-0043	055-263-0284 055-263-0284			
C-08	(株)ウッドイー 甲府市西高橋町128番地5	400-0826	055-235-3122 055-235-3124			
C-09	(有)アルファ日川木材センター 山梨市上石森1270番地	405-0014	0553-22-9889 0553-23-0917			
C-10	(株)甲西木材センター 南アルプス市東南湖547	400-0412	055-284-2929 055-284-2369			
C-11	三和建材(株) 大月市笹子町黒野田832番地	401-0025	0554-25-2382 0554-25-2384			
C-12	(株)日昇 中央市中楯1053-1	409-3801	055-274-0558 055-274-0557			
C-13	(有)亀田屋木材 韮崎市神山町北宮地109	407-0042	0551-22-1335 0551-22-1426			
E-02	(有)ヤマナカ産業 南アルプス市上今諏訪850-1	400-0211	055-244-7523 055-284-1719			
B-02	甲斐東部材製材(協) 大月市初狩町中初狩近ヶ坂3274-2	401-0022	0554-25-3222 0554-25-3220			
B-03	山静商会(株) 南巨摩郡南部町南部3986	409-2212	0556-64-2289 0556-64-4068			
B-07	ログクラフト事業(協) 南巨摩郡南部町中野山ノ神前5046	409-2211	0556-64-4555 0556-64-4068			
B-08	(有)古屋製材所 山梨市小原東269	405-0005	0553-22-0998 0553-22-0237			
B-10	飯島製材所 山梨市南305	405-0042	0553-22-0462 0553-23-2554			
B-12	小沼チップ(株) 南都留郡西桂町小沼892	403-0022	0555-25-2336 0555-25-2358			
B-13	(株)玉屋製材所 甲州市大和町日影 1	409-1204	0553-48-2005 0553-48-2032			
B-16	(有)内藤木材 甲府市住吉三丁目27番14号	400-0851	055-235-4147 055-222-8413			
B-17	(有)遠藤銘木産業 甲府市国母7丁目12-33	400-0043	055-228-7144 055-228-7298			
B-18	(株)創景 北杜市白州町横手1620番地の354	408-0313	0551-20-4511 0551-20-4512			
B-19	元旦ビューティ工業(株)山梨工場 北杜市高根町下黒沢2077-1	408-0015	0551-47-4321 0551-47-4329			
B-20	(株)中加梱包 中央市一町畑1085-13	409-3813	055-273-1464 055-273-5963			
B-21	近藤製材所 甲斐市大下条628番地	400-0126	055-277-2725 055-277-2806			

次ページへ続く

前ページからの続き

## 県産ラベリング材取扱事業者一覧（素材生産・素材販売のみの事業者を除く）

登録 番号	事業者名	郵便番号	電話番号 FAX番号	県産材取扱認定範囲		
				素材生産 素材販売	加工販売	製品流通
B-22	(有)川端産業 甲州市塩山上於曾1801番地	404-0042	0553-44-0255 0553-44-3190			
B-23	樋口製材 韮崎市上條北割2163	407-0044	0551-22-3083 0551-22-3083			
B-24	甲斐東部材プレカット(協) 大月市初狩町中初狩近ヶ坂3274-2	401-0022	0554-25-3333 0554-25-3330			
B-25	三井材木店 山梨市上神内川997-5	405-0018	0553-22-2092 0553-22-2093			
D-01	南部町森林組合 南巨摩郡南部町内船7754-1	409-2305	0556-64-2045 0556-64-2352			
D-03	(株)フカサワ 甲州市塩山西野原372-1	404-0035	0553-33-4669 0553-33-4698			
D-04	(有)小林製材所 南都留郡鳴沢村1644	401-0320	0555-85-2054 0555-85-3355			
D-05	山梨県森林組合連合会 中央市極楽寺1214	409-3811	055-273-0511 055-273-0549			
D-06	神子沢林業 山梨市東1760-10	405-0002	0553-22-8017 0553-22-6780			
D-09	峡南森林組合 南巨摩郡富士川町鯉沢新居山官有番地	400-0601	0556-27-0231 0556-27-0233			
D-10	佐藤工業(株) 南都留郡鳴沢村1800	401-0320	0555-85-2323 0555-85-2325			
D-11	(有)戸栗製材所 南アルプス市下今井483	400-0331	055-283-1500 055-282-3154			
D-12	(株)炭香 都留市大野1083	402-0023	0554-20-8841 0554-20-8851			
D-13	丸若産業(有) 南都留郡鳴沢村798-1	401-0320	0555-85-2032 0555-85-3577			
D-14	木曾川産業(株) 甲州市塩山上萩原163番地1	404-0022	0553-33-3320 0553-33-4705			
D-15	丸原製材所 南都留郡鳴沢村1013番地	401-0320	0555-85-2011 0555-85-2605			
D-16	才林材産業 甲州市塩山上粟生野969番地の1	404-0031	0553-33-4540 0553-32-4191			
D-17	山下産業(株) 大月市七保町林887番地の1	409-0624	0554-24-7121 0554-24-7123			
D-18	北都留森林組合 上野原市上野原5273-2	409-0112	0554-62-3330 0554-62-3474			
D-19	(有)滝沢林業 甲府市右左口町1175-7	400-1504	055-266-6120 055-266-6120			
D-20	山梨県集成材事業(協) 南アルプス市上今諏訪850-1	400-0211	055-284-8111 055-284-8112			
D-21	(有)東林業 大月市賑岡町奥山459-1	401-0006	0554-22-3779 0554-23-4548			
D-22	山梨中央林材(株) 甲府市中央4-12-31	400-0032	055-249-8660 055-249-8661			

平成 22 年度県産ラベリング材利用事業  
申 込 書

申込日：平成 22 年 月 日

山梨県木材協会 代表理事 殿

県産ラベリング材を使用した（住宅・オフィス・店舗）を、募集要項の条件を遵守して、  
（新築・改装）するので、県産ラベリング材の提供を申込みます。

使用後、期限までに「県産ラベリング材使用実績書」及び「県産ラベリング材使用住宅完成届」の提出を行います。募集要項の条件を満たせなかった場合は、申込者が提供材の相当額を返還いたします。  
（ ）内はいずれかに丸をつけるか、不要部を二重線で削除する。

1. 申込者

申込者 施主 (建築主)	フリガナ 氏名	印		
		(法人が申込む場合は、商号と代表者氏名を記入)		
	申込時の 住所	(〒 )		
	電話番号		FAX 番号	
	携帯電話		E-Mail	

申込者 施工業者	商号 代表者氏名	印		
		(〒 )		
	電話番号		FAX 番号	
	携帯電話		E-Mail	
	担当者氏名			

申込者 ラベリング材 取扱事業者	商号 代表者氏名	印		
		(〒 )		
	電話番号		FAX 番号	
	携帯電話		E-Mail	
	担当者氏名			

## 2. 対象建築物

建築場所の 住所	(〒 )		
建築物の延べ床面積	A m <sup>2</sup> (建築確認申請部分の面積を記入)		
県産ラベリング材の予定使用量(材積 m <sup>3</sup> )	B m <sup>3</sup> (第 5 項の認証材小計欄を記入)		
延べ床面積あたりの県産材利用量	C = B ÷ A m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 0.06		
着工予定日 (申込日以降)	平成 年 月 日	ラベリング材 納入予定日	平成 年 月 日頃
ラベリング材 使用予定日	平成 年 月 日頃	完成引渡し 予定日	平成 年 月 日頃

## 3. 提供を希望する県産ラベリング材 (壁・床材は改装の場合に限ります)

種類 (柱・壁・床)	樹種	等級	寸法 厚さ(cm) × 幅(cm) × 長さ(m)	希望 数量	決定 数量
		等	× ×	本 m <sup>2</sup>	本 m <sup>2</sup>
		等	× ×	本 m <sup>2</sup>	本 m <sup>2</sup>
		等	× ×	本 m <sup>2</sup>	本 m <sup>2</sup>

## 4. 使用する県産ラベリング材で、完成後に見える部分

部屋名 (居間・和室・寝室等)	見える部位 (柱・壁・床等)	数量	提供材の有無 (どちらかに丸をつける)
			提供材 ・ 自費購入材
			提供材 ・ 自費購入材
			提供材 ・ 自費購入材

## 5. 木材使用計画書

区分 (使用部材)	県産ラベリング材(認証材)			その他の木材			材積計 (m3)
	樹種名	数量	材積(m3)	樹種名	数量	材積(m3)	
柱材							
梁							
桁							
貫							
母屋							
垂木							
棟木							
束							
土台							
胴差							
根太							
大引き							
間柱							
筋交い							
内装材							
その他の部材							
小計			B m3			m3	合計 m3

内装材、下地材などは、面積に厚さを乗じるなどして、すべて材積として記入してください。

上記の区分欄にあてはまらない木材については、その他の部材欄に記入してください。

## 6. 提出書類一覧

		チェック欄	
		申込者	事務局
ス) 申込書 (様式 1 号 1~4 の 4 枚)			
セ) 木びろい表 (任意の様式)			
ソ) 建築確認済証 (建築基準法第 6 条第 1 項)	いずれかの 写し添付		
建築工事届 (建築基準法第 15 条第 1 項)			
タ) 建築(設計)請負契約書もしくは工事請負契約書	写し添付		
チ) 位置図 (住宅地図の写しなど)			
ツ) 平面図 (完成後に県産ラベリング材が見える部分を明記)			
テ) 立面図			
ト) 矩計(かなばかり)図、もしくは断面図			
ナ) 提供決定のための覚書 (様式 2 号) 施主の記名押印が必要			

## 個人情報の取り扱いについて 一般社団法人山梨県木材協会

申込者から取得した個人情報は、山梨県森林環境部を除いて第三者へ開示することはありません。ただし下記の条件にあてはまる場合は、必要最小限の範囲で情報の開示をする場合があります。

1. 情報開示について、お客様の同意があった場合。
2. 法令に基づく場合。
3. 協会がお客様に提供するサービスを遂行するために、あらかじめ協会との間で秘密保持契約を締結している協会の業務委託先に対して情報開示が必要な場合。
4. 国、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

取得した個人情報は、管理責任者(大山峰之)が厳重に管理・監督します。また、個人情報の漏洩・紛失・改竄を防ぐために、必要とされる対策を適時講じていきます。本事業の実施に必要な連絡、アンケート協力依頼、協会主催イベントのご案内に利用させていただく場合があります。

[以下の欄は事務局で使用します]

申込書受領日	平成	年	月	日	担当者印	
初回審査日	平成	年	月	日	担当者印	
覚書締結日 (提供決定日)	平成	年	月	日	担当者印	
提供材発注日	平成	年	月	日	担当者印	
提供材使用確認日	平成	年	月	日	担当者印	
使用実績書受領日	平成	年	月	日	担当者印	
完成届受領日	平成	年	月	日	担当者印	

# 覚 書

県産ラベリング材の提供について、山梨県木材協会（以下「甲」という。）と、

\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（提供物件）

第 1 条 甲は、次の掲げる物件（以下「贈与物件」という。）を乙に贈与する。

（ 1 ）物件番号 < 柱・内 No. \_\_\_\_\_ >

（ 2 ）規格及び数量

種類 (柱・壁・床)	樹種	等級	寸法 厚さ(cm) × 幅(cm) × 長さ(m)		決定 数量
		等	×	×	
		等	×	×	
		等	×	×	

（贈与物件の使用場所）

第 2 条 乙は、贈与物件を乙が予め甲に申請した建築場所において、使用するものとする。

（贈与物件の使用）

第 3 条 乙は、贈与物件を乙が予め甲に申請した対象建築物に使用するものとし、柱材・内装材以外に使用してはならない。

（贈与物件の瑕疵担保）

第 4 条 甲は、贈与物件に起因する瑕疵担保責任を負わない。

（贈与物件の返還）

第 5 条 乙の申込内容と現場状況等の相違があり、改善の見込みがないと認められる場合は、甲は贈与物件相当額を、乙に請求することができる。

2 乙は、前項による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に支払わなければならない。

（疑義の決定）

第 6 条 この覚書の各条項または、この覚書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

以上のとおり覚書を締結した証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

住所 山梨県甲府市徳行 4 - 1 1 - 2 0

甲 名称 一般社団法人山梨県木材協会

氏名 代表理事 戸栗 敏

住所

乙 (商号)

氏名

平成 22 年度県産ラベリング材利用事業  
県産ラベリング材使用実績書

提出日：平成      年      月      日

山梨県木材協会 代表理事 殿

提供された県産ラベリング材を使用したので、使用実績を報告します。

1. 申込者

申込者 施主 (建築主)	フリガナ 氏名	印		
		(法人の場合は、商号と代表者氏名を記入)		
	報告時住所	(〒                      )		
	電話番号		FAX 番号	
	携帯電話		E-Mail	

申込者 施工業者	商号 代表者氏名	印		
		(〒                      )		
	住所			
	電話番号		FAX 番号	
	携帯電話		E-Mail	
	担当者氏名			

申込者 ラベリング材 取扱事業者	商号 代表者氏名	印		
		(〒                      )		
	住所			
	電話番号		FAX 番号	
	携帯電話		E-Mail	
	担当者氏名			

## 2. 対象建築物

建築物の延べ床面積	A			m <sup>2</sup> (建築確認申請部分の面積を記入)					
県産ラベリング材の使用量(材積 m <sup>3</sup> )	B			m <sup>3</sup> (第 5 項の認証材小計欄を記入)					
延べ床面積あたりの県産材利用量	C = B ÷ A			m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>		0.06			
着工日	平成	年	月	日	ラベリング材 受領日	平成	年	月	日
ラベリング材 使用日	平成	年	月	日	完成引渡し 予定日	平成	年	月	日頃

## 3. 受領した県産ラベリング材 (提供材のみ記入)

種類 (柱・壁・床)	樹種	等級	寸法 厚さ(cm) × 幅(cm) × 長さ(m)	数量	材積
		等	× ×	本 m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>
		等	× ×	本 m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>
		等	× ×	本 m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>

## 4. 木材使用実績書

区分 (使用部材)	県産ラベリング材(認証材)			その他の木材			材積計 (m3)
	樹種名	数量	材積(m3)	樹種名	数量	材積(m3)	
柱材							
梁							
桁							
貫							
母屋							
垂木							
棟木							
束							
土台							
胴差							
根太							
大引き							
間柱							
筋交い							
内装材							
その他の部材							
小計			B m3			m3	合計 m3

内装材、下地材などは、面積に厚さを乗じるなどして、すべて材積として記入してください。

上記の区分欄にあてはまらない木材については、その他の部材欄に記入してください。

使用した県産ラベリング材のすべての県産材管理票の写しを提出してください。

## 5. 提出書類一覧

	チェック欄	
	申込者	事務局
ニ) 使用実績書 (様式 3 号 1~4 の 4 枚)		
ヌ) 県産材管理票のすべての写し 最終次票の宛先は、施工業者名となっている。		
最終次票だけでなく、1 次票など一連の管理票がそろっている。		
提供材以外で使用した県産ラベリング材の管理票がそろっている。		
最終次票にラベリングシールの発行番号が記載されている。		
ネ) 県産ラベリング材の材料写真 2 種類以上、各 2 枚		
ラベリングシールの発行番号が写真で確認できる。		
ノ) 県産ラベリング材の使用状況写真 2 種類以上、各 2 枚 (柱の場合は上棟時、内装材の場合は施工時) 黒板を入れて撮影		
ハ) 建物の外観写真 2 種類以上、各 2 枚 (掲示したのぼりが写るように撮影)		

平成 22 年度県産ラベリング材利用事業  
県産ラベリング材使用住宅完成届

提出日：平成 年 月 日

山梨県木材協会 代表理事 殿

提供された県産ラベリング材を使用した（住宅・オフィス・店舗）が完成しましたので、  
下記のとおり提出します。

（ ）内はいずれかに丸をつけるか、不要部を二重線で削除する。

申込者 施主 (建築主)	フリガナ 氏名	印		
		(法人の場合は、商号と代表者氏名を記入)		
	建築場所 (新住所)	(〒 )		
	電話番号 (新住所)		FAX 番号 (新住所)	
	携帯電話		E-Mail	

提出書類一覧

		チェック欄	
		申込者	事務局
フ) 検査済証 (建築基準法第 7 条の 2 第 5 項)	いずれかの 写し添付		
建物引渡し証明書			
へ) 建物の外観写真 2 種類以上、各 2 枚			
ホ) 完成後に県産ラベリング材が見える部分を撮影した写真 2 種類以上、各 2 枚			